⑽　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⑾　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⑿　手続における交渉の有無　無
⒀　契約書作成の要否　要
⒁　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⒂　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記４⑴に同じ。
⒃　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒄　詳細は入札説明書による。
⒅　協議相手の選定方法　全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合は、以下の算出方法により総合評価点数を算出し、総合評価点の最も高い者を確認協議の相手に選定する。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
αの値は「0.5」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：100－200（Ｐ／Ｌ－１）（Ｌ＜Ｐ）
ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格
⒆　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Seismic reinforcement work of concrete bridge on the Shin-Shonan By-pass From Fujisawa IC to Chigasaki Chuo IC (Part 1)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 9 November 2020
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 10 December 2020
⑹　Opening of tenders : 10 : 00 A.M. 1 February 2021. Provided that all participants are chosen as for tenders, the date of the tender opening will change to 10 : 00 A.M. 12 January 2021
⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑻　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Division, General Affaires and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年９月15日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　野口　英正

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　名神高速道路（特定更新等）多賀地区車線拡幅工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
自）滋賀県彦根市原町（彦根ＩＣ）
至）滋賀県東近江市尻無町（八日市ＩＣ）
⑷　工事内容　本工事は、名神高速道路（彦根ＩＣ～八日市ＩＣ）の多賀橋付近において、多賀橋更新工事のための拡幅車線を新設するものである。
⑸　工事概算数量
土工　約１万㎥
軽量盛土工　約２万㎥
舗装工　約１万㎡
橋梁下部工　５基
橋梁付属物　１式
⑹　工期　契約締結日の翌日から780日間
ただし、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ―19）による社会情勢を踏まえ、契約期間内に情勢変化があった場合は、工期の延長等を協議できるものとする。
⑺　使用する資機材
軽量盛土　約２万㎥
コンクリート　約1,400㎥
鉄筋　約208ｔ
⑻　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を確保した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。
⑼　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑽　本工事は、総合評価技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目が変更となる提案は不採用とする。
⑾　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。
⑿　契約制限価格を上回った場合の取扱い　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
見積協議方式とは、すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１社を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
⒀　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⒁　本工事の契約の締結は電子契約によることができる。
2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合
当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「土木工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,400点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11